## 被扶養者認定要件

以下のすべての要件に該当する場合に、被扶養者と認定されます。

- 1.3親等以内の親族である者
- 2. 主として被保険者の収入により生計を維持している者

「主として被保険者の収入により生計を維持している者」とは、認定対象者の生計維持費の主たる 部分が被保険者からの継続的な支援によるものであり、単に**補助的な支援送金である場合にはこれ** に該当するとは認められません。

#### 被扶養者に収入がある場合の収入制限

- ① 認定対象者が被保険者と同居している場合
  - 認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障がい者は180万円)未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であること。
- ② 認定対象者が被保険者と別居している場合

認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障がい者は180万円)未満で、かつ被保険者からの支援に依る収入額より少ないこと(継続的支援の事実を銀行振込による通帳の記載や現金書留による送金の控等で確認させていただきます。)

- \*収入には、給料の他、手当、年金、家賃、失業保険等によるものすべてを含みます。
- \*自営業者の収入からは、売上原価等の直接的必要経費しか控除することが出来ません。
- \*年収130万円未満とは被扶養者認定(申請)時から先1年間の収入見込み額をさします。 但し、年収見込み額が130万円(月額平均108,333円)未満であっても、収入月額が長期間(3ヵ月以上)継続して108,333円以上となる場合は、その期間被扶養者資格を有しません。 (60歳以上の者及び障がい者は、年収180万円、月額15万円になります。)
- \*障がい者とは障がい年金の受給要件に該当する方をいいます。

#### 3. 被保険者と同居していること

配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、祖父母、曽祖父母以外の者は同居が条件です。 同居とは住民票上同一世帯であることをいいます。

### ☆夫婦共同扶養の子供の帰属要件(配偶者に収入があり被扶養者でない場合の子供の帰属)

- ・ 被扶養者とすべき人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者となります。
- ・ 双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の**1割以内**である場合は、被扶養者の地位の安定を図る ため届出により主として生計を維持する者の被扶養者となります。

≪注≫夫婦共同扶養の場合は「被扶養者(異動)届」に夫婦それぞれの年間収入を必ず記載してください。

# 被扶養者認定(新規)申請のための提出書類

① 「健康保険被保険者被扶養者(異動)届」

◎印=必ず添付

② 添付すべき証明書等(下記の該当するもの)

●印=該当する場合添付

添付書類		年収の証明					
認定対象者		学生の場合 *1 在学証明書	無職の場合 *2 非課税証明書	収入がある 場合 *3 所得証明書	年金受給者の 場合 年金決定(改 訂)通知書(写)	扶 養理由書	住民票*4
配偶者	夫 妻 共 通	•	•	•			©
子	18 歳未 満			•			©
	18 歳 以 上	•	•	•		0	©
父 母 *5	60 歳 未 満		•	•		0	0
	60 歳以		•	•	•	©	©
孫兄弟 姉妹 *5	18 歳 未 満			•		0	©
	18 歳 以 上	•	•	•		©	©
祖父母曽祖父	60 歳 未 満		•	•		0	©
母 *5	60 歳 以 上		•	•	•	0	0
上記以外の3親等 内の親族(配偶者 の 父 母 等 )		•	•	•	•	©	<ul><li>◎ (同一</li><li>世帯であること)</li></ul>

<sup>\*1</sup> 学生とは大学・短期大学・各種学校・予備校・大学院等の在学生とします。在学証明書または学生証の 写しを提出してください。

- \*2 退職の場合は、退職証明書又は離職票、市区町村から発行された最新の所得(課税・非課税)証明書を提出して下さい。失業給付の受給期間は、被扶養者資格を有しません(基本手当日額 3,612円以上)。
- \*3 収入証明書として市区町村から発行された最新の所得(課税・非課税)証明書を提出してください。 なお、自営業の方は、所得証明書に加えて、確定申告の写しと収支内訳書の写しも提出してください。
- \*4 住民票は発行から3ヶ月以内で個人番号の記載がないもの(記載事項証明書でも可)。住所・世帯主 氏名・認定申請者氏名・生年月日・<u>世帯主との続柄</u>が記載されていること。内縁関係の配偶者は同居が要件。
- \*5 別居の場合は被保険者と認定申請者の続柄がわかる戸籍と、継続的支援の事実を確認できる書類を提出してください(銀行振込による通帳の記載や現金書留による送金の控え等)。